

2015年11月11日

各 位

オリックス銀行株式会社

**国内初、通販型の遺言代用信託「かんたん相続信託」の販売を開始
～申込手数料・管理報酬無料、元本保証型で、次世代への相続ニーズに対応～**

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：浦田 晴之）は、本日より、国内初となる通販型の遺言代用信託(*)商品「かんたん相続信託」の取り扱いを開始しますのでお知らせします。

「かんたん相続信託」は、遺言書を作成することなく、ご契約や相続金の受け取りなどを郵送および電話によるお手続きで完結させることができる商品です。店舗に出向いていただく必要がないため、お客さま（被相続人）にとっては、お住まいの場所などに関わらず、ご都合に合わせて各種手続きを行っていただくことができます。

本商品では、1契約あたり100万円から最高3,000万円までお預けいただくことが可能となっており、当社が元本全額を保証します。1契約でお一人の相続人をご指定いただきますが、複数の契約も可能です。また、申込手数料や管理報酬は一切発生せず、中途解約も可能と利便性の高い商品です。なお、本商品は預金保険の対象商品となります。

相続発生時に被相続人名義の預金口座から出金を行う場合は、相続人による煩雑な手続きを行う必要があります。しかし、本商品では、契約に従い支払請求書の郵送などによる簡便な手続きのみで相続金をお支払します。

オリックス銀行は、無店舗型の銀行としての特徴を生かし、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいりました。今後もこれまでに培ったノウハウと“しなやかな発想”で、ほかにはない金融商品・サービスのご提供に努めてまいります。

(*)遺言の作成助言から保管・執行までを行う「遺言信託」とは異なり、相続が発生した場合に被相続人が指定した受取人（相続人）に対して金銭のみを受け渡すことを目的とした信託商品。

以 上

<本商品に関するお問い合わせ先>

かんたん相続信託デスク TEL：0120-094-313

<報道関係者からのお問い合わせ先>

経営企画部 斎藤・高橋 TEL：03-6722-3630

URL：<http://www.orixbank.co.jp/>

■ 「かんたん相続信託」の仕組み



■ 「かんたん相続信託」商品概要

募集対象	個人のお客さま
受取人	1 契約あたり推定相続人 1 名（未成年不可） ただし、複数の契約を締結可能。
申込方法	郵送
申込単位	100 万円以上 3,000 万円以下（100 万円単位） ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額。
信託期間	最長 30 年 (信託契約日が属する月と同一月の 30 年後の最終営業日)
中途解約	可能（ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし）
管理報酬	なし
申込手数料及び解約手数料	なし

■ 注意事項

- 募集対象および受取人（相続人となることが予定される方からご指名いただきます）は、日本国籍を有し、国内に住所を有する 20 歳以上で、代理人を必要とされない方となります。
- 相続発生時は、受取人の方が当社にご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人へのお支払いができないことがあります。相続人の方の遺留分等をご考慮いただき金額を決定ください。
- 運用報酬として、運用収益からお客さまへの収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額を当社は受領します。
- この商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、当社は利益の補足を行いません。
詳しくは、商品説明書や約款をご確認ください。